

第2回審査会での指摘と対応

NO.	項目	対応事項	第2回 審査会意見	事業者回答 (9/6当日の回答)	事業者回答 (第3回審査会)	別紙資料
1	大気質	白煙の発生頻度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白煙防止をしないということだが、白煙防止をしない場合に、白煙の発生頻度、どのぐらい発生するか、そういうことは確認されているか。</li> <li>・類似施設での確認が必要ではないか。</li> <li>・白煙防止を今回取らないことによって環境に影響がないということさえ責任を持っていただければそれでよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的に既存施設での調査はしていないが、基本的には湿度が高く気温が低い冬場に見えやすくなる。年間で見ると常に見えることにはならない。具体的な実績データは持ち得ていない。</li> <li>・事例などを調べさせていただく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白煙発生に係る既存知見・事例については、東京都武蔵野市の資料、および彦根愛知犬上広域行政組合の観察記録があります。</li> <li>・評価書においては、これらの情報を参考に資料編に掲載します。</li> <li>・また、当該情報をふまえて、評価書の「第2章 事業計画」において、白煙の概要および発生しやすい時期の説明を追記するとともに、白煙発生の低減が期待できる配慮事項等を追記します。</li> <li>(資料2-1参照)</li> </ul>	資料2-1 : 白煙発生に係る既存知見・事例について (第2章事業計画関係)
2	大気質	風速に係る静穏区分の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静穏、風が弱い状態の風速区分値が3通り出てきている。</li> <li>・斎場の調査の時と今回とで静穏の定義を変えている。</li> <li>・その理由を、アセス図書の中で説明し、きちんとわかるように書いてもらえればよい。</li> <li>・説明の案を示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斎場のデータを確認し、注釈等で記載したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料(斎場整備に係る生活環境影響調査)、現地調査(本環境影響評価)における静穏の区分およびその理由は資料2-2に示すとおりです。</li> <li>・評価書では、資料2-2に示すとおり、当該内容の注釈を追記します。</li> </ul>	資料2-2 : 風速に係る静穏区分の説明
3	大気質	ダウンウォッシュ・ダウンドラフトの表現、風速条件の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダウンウォッシュ・ダウンドラフトの言葉の使い方が曖昧。</li> <li>・煙突ダウンウォッシュと建物ダウンウォッシュという呼び方をする。</li> <li>・ダウンドラフトの予測事例を調べていただいたのはありがたかったが、その事例については驚いている。</li> <li>・なぜその条件でやっているかというその根拠は調べたか。</li> <li>・煙突がないのにどうして煙突ダウンウォッシュの計算をされているのかわからない。</li> <li>・ダウンウォッシュ・ダウンドラフトの予測の仕方について、再度きちんと見直し、次回審査会で示していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斎場のデータを確認し、注釈等で記載したい。</li> <li>・焼却施設についてはダウンウォッシュとしての影響を、バイオガス化施設、斎場についてはダウンドラフトの影響を考慮し、評価書にはお示ししたい。</li> <li>・(検討する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2-3-1に示すとおり、準備書では「ダウンウォッシュ」としていましたが、評価書では「煙突ダウンウォッシュ」と変更します。また、準備書では「ダウンドラフト」としていましたが、評価書では「建物ダウンウォッシュ」と表現を変更します。</li> <li>・バイオガス化施設および斎場については煙突がないことから、焼却施設の煙突ダウンウォッシュ発生時においては、建物ダウンウォッシュが発生することを想定して、予測計算します。(資料2-3-1参照)</li> <li>・煙突ダウンウォッシュおよび建物ダウンウォッシュの予測については、資料2-3-1(評価書(案)抜粋)に示すとおり、前回の審査会のご指摘等を踏まえて複数の風速および大気安定度で予測計算しました。</li> <li>・評価書では上記の結果を踏まえ、修正いたします。(資料2-3-1(評価書(案)抜粋)参照)</li> <li>・煙突高さ80mの場合においては、上記の考え方を踏まえた予測計算を実施し、焼却施設の影響が最も大きなケースを掲載し、煙突高さ59mの予測結果と比較しています。(資料2-3-2参照)</li> </ul>	資料2-3-1 : 煙突ダウンウォッシュ、建物ダウンウォッシュ予測の修正について  資料2-3-2 : 煙突高さ80mでの煙突ダウンウォッシュ、建物ダウンウォッシュ予測の修正について
4	騒音	施設騒音予測に係る外壁条件情報の評価書掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の外壁条件について、審査会限り・取扱注意とされているが、パーセンテージを見ればこの分野ではどこのメーカーであるかわかるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書では、「予測で考慮した前提条件」として、今回取扱注意とさせていただいていた情報を何らかの形で、資料編等も含めて記載する方向で検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設騒音予測で考慮した外壁条件(部材割合)の情報は、資料2-4に示すとおり、評価書本編および資料編に掲載します。</li> </ul>	資料2-4 : 施設騒音予測に係る外壁条件情報について

NO.	項目	対応事項	第2回 審査会意見	事業者回答 (9/6当日の回答)	事業者回答 (第3回審査会)	別紙資料
5	騒音	施設騒音予測に係る防音室設定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>「防音室設定」という備考の欄の表現があったが、防音室設定とはどういう意味かを、脚注に示してもよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(検討する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「防音室設定」の表現は、「防音設定」に修正します。</li> <li>また、評価書では、「防音設定」の説明として、以下に示す注釈を記載します。 (資料2-5参照)</li> </ul> <p>&lt;評価書での注釈&gt; ※2：後掲の表8.2-28および表8.2-29に示す「グラスウールによる防音効果」を見込んだ設備機器を示す。</p>	資料2-5 ：施設騒音予測に係る防音設定について
6	動植物	影響判断の基準数値について	<ul style="list-style-type: none"> <li>繁殖環境の改変率が50%を基準に影響判断したとのことだが、根拠となる文献等はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の環境影響評価における考え方として、ルールを設定して評価したものである。</li> <li>50%という数字をアセス図書に数字的に書くといろいろ議論が出ると思われる。したがって、評価書上はその数字は示さず、定性的な文章で表現する形にしたい。</li> </ul>	<p>評価書では、予測方法を説明する箇所において、影響の大きさによる4段階の区分の考え方を記載します。(下記および資料2-6参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「生息地の消失または縮小」に係る予測結果区分については、具体的な判断基準を追記します。</li> <li>特に、(AA)と(A)を区分する繁殖環境の改変割合の数値(50%)については、注釈説明を追記します。</li> <li>なお、「影響は極めて小さい、または、影響はない」の区分については、第2回審査会資料においては、準備書との比較・対応が見やすいように、影響区分を(CD)と記載していましたが、評価書としての分かりやすさを考慮し、統合した1つの影響区分として(C)と記載します。</li> </ul>	資料2-6 ：予測結果区分に係る具体的な判断基準の説明・追記案
7	動植物	環境保全措置について	<ul style="list-style-type: none"> <li>移植した後の侵入防止を図ることが書かれているが、具体的にいつ、どうやって、どういうところに行うのか、具体的なことを書いたほうがよい。</li> <li>いつの時期かも大事である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移植をどの辺にするのかとか、もう少し具体的な情報がわかるようにできないかというご意見については、評価書での工夫を検討させていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移植した後の「侵入防止」措置については、具体的な方針を既に準備書で表現しています。(下記参照)</li> </ul> <p>○いつ：移植実施後速やかに ○どうやって：土砂を搬入して ○どこに：水域に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、「個体の移植」については、具体的な方針を評価書で補足注釈追記します。(資料2-7参照)</li> </ul> <p>○いつ：繁殖時期後～越冬時期前 ※ ○どこに：調査地域内外に分布する生息適地</p> <p>※ 移植時期は、工事工程と調整のうえ、ナゴヤダルマガエル等カエル類の繁殖阻害を避けるために繁殖時期後から捕獲効率の下がる越冬時期前までの期間(5月～10月頃の期間)を基本とし、移植実施後は、速やかに水域に土砂を搬入する。ただし、越冬時期に土砂を搬入する場合は、越冬時期直前に移植を実施する。</p>	資料2-7 ：動植物の環境保全措置に係る具体の追記

NO.	項目	対応事項	第2回 審査会意見	事業者回答 (9/6当日の回答)	事業者回答 (第3回審査会)	別紙資料
8	景観	植栽について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化の際に郷土樹種、緑化のときの生態系への影響を及ぼすおそれのないものをとの意見があったようだが、景観の面からも風土や歴史性に配慮するとすると、樹種は必ずしも遮蔽できればいいというわけではなく、地域固有の樹種なども考えていただければと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の点については何らかに対応できないか検討したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の事項を踏まえ、評価書においては、景観に係る環境保全措置の内容において、「植栽樹種の選定にあたっては、郷土樹種の導入にも可能な限り留意する。」と追記します。(資料2-8参照)</li> <li>・樹種の選定にあたっては、郷土樹種の導入をできる限り検討します。</li> <li>・ただし、郷土樹種による植栽については、流通・供給量が不十分であることが多いことから、十分な量の安全な郷土株が確保できない場合においては、地域で一般的に植栽されている樹種から選択する方針です。</li> </ul>	資料2-8 ：景観の環境保全措置(郷土樹種について)の評価書記載追加
9	事後調査	不確実性に係る記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後調査の要件について、予測の不確実性を挙げているが、騒音の不確実性や、排ガスについても排ガス量が最大と最小では1.5倍の濃度差が生じる。</li> <li>・50%も違うのに予測の不確実性は小さいという理由は何か。</li> <li>・予測手法が正しく、その不確実性が小さいからと言って、予測条件が怪しいのにそういうことは言えない。</li> <li>・丁寧に書いていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測の不確実性とひとまとめに表現しているが、予測手法としての不確実性の観点では不確実性は小さいと考えられる。</li> <li>・一方、影響の観点での不確実性については、排ガス量が最小の場合と最大の場合という幅を持った予測を行うものの、影響が大きくなる排ガス条件が最大のときについても、環境基準等は満足するという結果になる見込みの中で、実質的な影響の観点で不確実性は小さいと考えられる。</li> <li>・手法と実質的な影響が生じるかどうかという観点を考慮し、不確実性は小さいと表現している。</li> <li>・記載については検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書では、「10.1 事後調査の検討」において、「滋賀県環境影響評価技術指針」に基づき、検討要件を一部追記します。</li> <li>・また、「10.2 事後調査の検討結果」における事後調査を実施しない理由について、より丁寧な説明とするため、準備書に記載していた予測手法の不確実性および環境保全措置の効果に係る不確実性の観点に加え、予測条件・予測結果に幅が生じるもの(煙突排ガスの予測)についても、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられること」(上記の技術指針に規定されている要件)を追加記載します。(資料2-9参照)</li> </ul>	資料2-9 ：事後調査について(予測の不確実性、環境監視調査の追加)
10	事後調査	施設騒音に係る不確実性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設稼働騒音について、本当にこれが守られるのかどうか、事業者として保証してほしい。この時点で事後調査はやらないと宣言しているのはどうなのかと思う。</li> <li>・しかし、メーカーとやりとりをして、それに基づいた数値が挙がっているのかもしれないが、我々としてはわからない。評価書を信用するしかない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界で設定している基準値をクリアすることについては、要求事項として規定するため、基準はクリアされるというところの不確実性は基本的には心配ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設稼働騒音については、予測の不確実性は小さく、また、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられることから、事後調査は実施しません。</li> <li>・ただし、自主的な環境監視調査として、「施設竣工後の敷地境界における騒音測定」を追加することとし、評価書に追記します。(資料2-9参照)</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界の騒音レベルはこれ以下に必ず守るとか、排ガスの大気中の濃度は必ずこれにするとか、そういうことを強く言われると、環境アセスメントとは何かと疑問を感じる。</li> <li>・環境基準、環境目標値は必ず守るので、条件に関しては少々違っていい、そういう姿勢が感じられる。それはアセスをきちんとする上で改めていただきたい。</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガスについては50%の差があるが、騒音については恐らくそれほど差はないだろうということで、事後調査は実施しないことについては了解した。</li> </ul>			